

小千谷市宅地開発 支援事業補助金



制度の一部をリニューアルします！

事業概要

□ 補助対象者

小千谷市内において宅地開発を行う事業者（市外の事業者もOK!）

□ 主な対象要件

下記の①または②で、いずれも分譲区画面積が1区画平均60坪以上

- ① 用途地域内の土地で、1団地3戸以上の宅地
- ② 農業振興地域白地地域内の土地で、1団地1,000平方メートル以上の団地
※農地の農転可否について、必ず事前に農業委員会にご相談願います。

□ 補助対象経費

取付道路及び区域内道路の新設、改良、舗装工事費・消雪用井戸削井及び消雪パイプ敷設工事費
ガス本支管及び水道配水管敷設工事費・用地測量費、開発事業計画図等作成費等

変更点について

1. 補助金上限額等を変更します

民間事業者が行う宅地開発への補助金(宅地開発支援事業費)の補助上限額等を見直しました。

補助金上限2,000万円/1事業
(補助対象経費の1/2以内)



補助金上限**200万円**/1区画
(補助対象経費の1/2以内)
※区画数上限なし(予算上限あり)

2. 市外在住者が定住した場合、補助金を上乗せします

本補助金で開発した宅地を市外在住者が購入し、建築・定住した場合、宅地開発支援事業費の1区画当たり補助額と同額を上乗せして補助します。(移住定住促進事業費)

【補助金イメージ】

- 補助対象事業費：2,000万円
- 分譲数：10区画
- 市外転入者：5区画

1区画あたりの補助金額
 $2,000万円 \div 10区画 \times 1/2 = 100万円$



宅地開発支援事業費 100万円×10区画=1000万円

+

移住定住促進事業費 100万円×5区画=500万円

合計1,500万円

お問い合わせ・申請窓口

小千谷市役所

担当：建設課 都市整備室 都市整備係

Tel 0258-83-3514

Fax 0258-83-2789

Mail kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

宅地開発支援事業補助金の基本事項について

- Q 1 補助金申請はいつまで受け付けていますか？
A 1 申請期限はありません。ただし、予算の範囲内での交付となるため、予算額に達し次第終了します。
- Q 2 申請と完了報告は、それぞれいつまでに行えばよいですか？
A 2 申請は、補助事業に着手する20日前までに行ってください。完了報告は、事業完了日から14日以内に提出してください。
- Q 3 市からの交付決定前に要した補助対象経費は交付対象になりますか？
A 3 対象になりません。

移住定住促進事業費について

- Q 4 申請条件を教えてください。
A 4 移住定住促進事業費は、小千谷市宅地開発支援事業補助金で開発した宅地を市外在住者が購入し、建築・定住するとともに、小千谷市定住促進マイホーム取得補助金（所管：建設課 建築住宅係）の確定通知書が交付されていることが条件です。
- Q 5 補助金申請者（開発事業者）と、土地売買契約書に記載されている事業者（販売事業者）が異なる場合でも申請できますか？
A 5 申請できます。要綱に定める書類に加え、開発事業者と販売事業者の関係が分かる書類（売買契約書等）を添付してください。
なお、申請者および補助金の交付先は、当初の補助金申請者（開発事業者）に限ります。
- Q 6 分譲区画数が奇数の場合、移住定住促進事業費の対象は最大何区画になりますか？
A 6 対象は、全体の補助対象分譲区画数の2分の1以内です。奇数の場合は小数点以下を切り捨てます。
（例）補助対象分譲区画数が5区画の場合：対象は最大2区画
- Q 7 令和7年度までに交付決定を受けた事業も対象になりますか？
A 7 対象になりません。令和8年度以降に新規で申請し、交付決定を受けた事業に限ります。
- Q 8 申請時に「小千谷市定住促進マイホーム取得補助金」の確定通知書の写しの提出は必要ですか？
A 8 不要です。市で所管係に交付状況等を確認します。
- Q 9 建売は対象になりますか？
A 9 対象になります。
- Q 10 中古住宅は対象になりますか？
A 10 本補助金で開発した宅地を市内在住者が購入し、建築・定住した後に、市外在住者へ売買された場合に限り対象となります。※その他の補助要件は同様です。
- Q 11 補助金返還の可能性はありますか？
A 11 小千谷市定住促進マイホーム取得補助金が返還となった場合は、本補助金の移住定住促進事業費についても、返還を求める場合があります。

